

第1回農林水産省政策評価会林野庁専門部会議事録

1. 日 時 平成18年6月12日（月） 15:00～17:00
2. 場 所 農林水産省第1特別会議室（本館3階）
3. 出席者 林野庁専門部会委員
太田座長、金井委員、高橋委員、野村委員、平倉委員
農林水産省政策評価委員
永石委員
林野庁
林野庁次長、企画課長、調査官、経営課長、木材課長、計画課長、整備課長、治山課長、研究・保全課長、業務課長
4. 議 題（1）平成17年度政策の政策評価（実績評価及び政策手段別評価）について
（2）総合評価について
（3）その他

5. 議事録

（調査官）

お待たせいたしました。

予定の時間が参りましたので、ただ今から、第1回農林水産省政策評価会林野庁専門部会を開催いたします。

温暖化対策の一環ということで楽な恰好で失礼させていただきます。

まずはじめに、委員の出欠状況でございますけれども、専門部会委員五名のご出席を頂いております。平倉委員は、まだお見えになっておりませんが、後程お見えになる予定です。

また、政策評価会委員におかれましては、本日一名のご出席を頂いております。

それでは、会議に先立ちまして、ここで林野庁次長から御挨拶申し上げます。

（林野庁次長）

林野庁次長でございます。委員の先生方には、大変お忙しい中、御出席を頂きありがとうございます。

政策評価につきましましては、政府全体として、昨年12月に「政策評価に関する基本方針」が改定されたところでございます。また、この基本方針に基づき農林水産省におきましても政策評価の基本計画が今年の3月に策定され、林野庁といたしましても、この基本計画に基づき政策評価を進めているところでございます。

御案内のように、林野庁では、森林・林業基本計画に基づきまして、森林の多面的な機能の持続的発揮それから林業の持続的かつ健全な発展の実現に向けまして、施策を展開してい

るわけでございます。

本日は、2つの政策分野につきまして、林野庁として評価した結果を御説明し、委員の皆様から御意見を頂くことにしてございまして、今後、この評価結果を19年度予算要求をはじめとする今後の森林・林業関連政策に反映させて参りたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、政策評価の客観的な実施を確保する観点から、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、よろしくお願い申し上げます。

(調査官)

本日は、本年度、初めての部会ということでございますので、改めて委員の皆様を、五十音順にご紹介申し上げたいと思います。

まず、

東京農業大学 地域環境科学部 教授のおおた委員でございます。

NPO地球緑化センター事務局次長 かない委員でございます。

元宇都宮大学 副学長 たかはし委員でございます。

農林中金総合研究所 顧問 のむら委員でございます。

本日、ご出席頂いた政策評価会委員をご紹介申し上げます。

元福島県総括参事で現JA福島中央会 ながいし委員でございます。

続きまして、林野庁の出席者を紹介させていただきます。

先程御挨拶申し上げます

辻 次長でございます。

岡田 企画課長でございます。

かなまる 金丸 経営課長でございます。

こうの 河野 木材課長でございます。

沼田 計画課長でございます。

古久保 整備課長でございます。

やべ 矢部 治山課長でございます。

笹岡 研究・保全課長でございます。

沖 業務課長でございます。

それでは、お手元に配布しております資料につきまして、ご確認したいと思っております。資料一覧というのが議事次第の後ろにありますけれども、資料1-①から③まで、さらに資料2、資料3、参考1、参考2となっております。

おそろいでしょうか。

ただいま平倉委員がお見えになりました。平倉委員でございます。

それでは、議事に入ります前に、本年度初めての部会ということで、座長の選任からお話頂くことになっております。

座長の選任でございますけれども、本専門部会開催要領におきまして、座長の選任は委員の互選によることとなっております。

いかが致しましょうか。

(高橋委員)

昨年に引き続きまして、太田委員に座長をお願いしたら如何でしょうか。

(調査官)

ただ今、高橋委員から太田委員を座長にということで、ご推薦ございましたが、如何致しましょうか。

(「異議なし」の声)

「異議なし」ということでございますので、太田委員に引き続き座長をお願いしたいと思っております。では、座長席にお願いします。

(太田座長)

ただ今、座長のご指名を受けました太田でございます。

皆様のご協力を得まして、これからの部会の運営にあたって参りたいと存じますので、よろしくお願い致します。

では、このままで失礼致します。

それではまず、座長代理を選出することに致します。これにつきましては、座長が指名することになっておりますので、座長代理には、昨年に引き続き高橋委員をお願いしたいと存じます。よろしくお願い致します。

それでは、議事に入りたいと思っております。議事次第に従いまして、議事の(1)「平成十七年度政策の政策評価について」事務局より御説明願います。

(企画課長)

資料1-①、②について御説明致します。

政府全体の「政策評価に関する基本方針」が平成17年12月16日に改定されまして、これを踏まえ、農林水産省においても政策評価の見直しを行った訳でございます。57分野、117目標を16分野、55の目標に重点化すると致した訳でございます。林野庁の場合には、8分野、19目標を資料1-①にございますとおり、2分野に分けまして、8目標にしてございます。

これら8目標の達成状況につきましては、資料1—②平成17年度政策評価（実績評価）目標及び実績等一覧のとおりとなっております。詳しくは、次の資料1—③政策分野の政策評価結果（案）において、目標毎の説明をさせて頂きたいと思っております。

それでは、それぞれの政策分野でございますけれども、目標毎の目指すべき姿を私の方から説明させて頂いた後で、目標毎の達成状況、有効性、改善・見直しの方向性につきまして、それぞれの担当課長から説明致しまして、最後に総括組織の所見につきましては、再度、私の方から説明させて頂くということにさせて頂きたいと思っております。

まず、政策分野「森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮」についてでございます。資料1—③をご覧頂きたいと思っております。その1ページ目でございますが、「森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮」について、まず「政策分野の全体の目指すべき姿」としては「森林の適切な整備・保全により、地球温暖化防止等森林の有する多面的機能の発揮を図る。」としております。この目指すべき姿に向けて、森林の整備の推進、森林の保全の確保、技術の開発及び普及、国民の自発的な森林の整備及び保全に関する活動の促進、都市と山村との共生・対流等に関する施策を行う必要がございますので、目標①「重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進」をはじめとして6目標を掲げてございます。

目標①「重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進」でございます。

この目標の目指すべき姿として「国土の保全や水源のかん養といった森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、森林によるCO₂の吸収量3.9%の達成に向けて、間伐や針広混交林化等による多様で健全な森林の整備を計画的に推進する。」としておりまして、水土保全機能、森林の多様性、森林資源の循環利用それぞれの指標の達成率の平均値を毎年100%にするという数値目標を掲げております。

2ページでございますが、目標②「国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進」でございますが、「国際的な技術協力などによって、途上国等における持続可能な森林経営を阻害している違法伐採など様々な課題への取組に対して積極的に支援・貢献し、得られた成果を国内の森林整備・保全に活かす。」としておりまして、「海外における持続可能な森林経営への寄与度を毎年100%」にするという数値目標を掲げております。

目標③「山地災害等の防止」でございます。「国土保全の観点から、山地災害のおそれがある約13万6千集落のうち、緊急性の高い集落について保全対策を実施し、災害の未然防止を図る。」としておりまして、この目指すべき姿に向けて「周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を平成15年度の4万8千集落から平成20年度の5万2千集落に増加させる」という数値目標を掲げております。

目標④「森林病虫害等の被害の防止」でございます。「森林病虫害等による被害で最も深刻な松くい虫の被害を全国的に被害率1%未満の「微害」レベルにする。」としておりまして、「保全すべき松林を有する都府県のうち、保全すべき松林が適正に保全さ

れていると認められる都府県の割合を毎年度100%にする」という数値目標を掲げお
ります。

次に目標⑤「国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進」でございます。「森
林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識をさらに高めるために、国民が自発
的に森林づくりに参加できるよう、森林ボランティア団体を増加させる。」としており
まして、「森林内での自発的な活動への参加団体数を平成15年度の1,165団体か
ら平成18年度の1,600団体に増加させる」という数値目標を掲げております。

目標⑥「山村地域の活性化」でございますが、「森林の有する多面的機能の維持増進
を図るためには、森林所有者、林業就業者が山村地域で生活することが重要であること
から、山村における就業機会の増大、生活環境の整備、都市と山村との共生・対流に向
けた交流基盤の整備などを図る。」としておりまして、この目指すべき姿に向けて「山
村地域の定住並びに都市と山村の共生・対流について、新規定住者、交流人口等の維持
・向上を基本にしつつ全国的な視点から総合的に有効性の判断をする」としております。

それぞれの目標の「実績値、達成状況」等につきましては、担当課長よりご説明致し
ます。

(計画課長)

それでは、「森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮」の政策分野についま
して、目標①と②について私の方からご説明させていただきます。4ページをご覧頂きたい
と思います。このページの下の方でございますが、政策分野の目標と致しまして①「重
視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進」、それから目標②「国際的な強調の下
での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進」ということでございます。

まず、目標の①でございますけれども、昨年度までは「森林の整備」として政策評価
を行ってきた分野でございますけれども、本年度から「森林の整備・保全による森林の
多面的機能の発揮」の中で1つの目標として整理し直したところでございます。

具体的な目標値の算出方法でございますが、5ページをご覧頂きたいと存じます。5
ページの真ん中から下の方でございますが、「目標値の算出方法／達成状況の判定方法」
でございます。まず、はじめに大きく言いますと「水土保持機能」それから「森林の多
様性」、「森林資源の循環利用」と3つに区分致しておりますが、それぞれの達成率の平
均を取るということで目標としております。最初の水土保持機能でございます。5ペー
ジの下の方でございます。いわゆる育成途中の水土保持林のうち間伐といった森林整備
でありますとか、溪間工をはじめとした治山施設の整備によりまして機能が良好に保た
れる割合を平成15年度ベースの63%から5年間かけて、平成20年度末になりますけれ
ども66%に向上させる。なにもしなければ50%程度になるということでございますけれ
ども。17年度につきましては、見込値と致しまして、概ね84%の達成率ということにな
っております。次に森林の多様性でございます。森林の多様性につきましては、6ペー
ジのところでございますけれども、前年度の伐採面積に対しまして、当年度におきまし
て樹下植栽とか針広混交林等への誘導を目的とした森林造成の実施面積の割合について、

平成 15 年度の 31%から平成 20 年度に 35%に向上させるということでございます。平成 17 年度につきましては、見込値で 136%となっております。

それから森林資源の循環利用でございますけれども、(ウ)のところでございますが、林道や作業道の開設によりまして、木材の安定的な供給が可能となる育成林の資源量、こういったものを平成 15 年度ベースで 8 億 4 千万 m^3 から平成 20 年度に 9 億 6 千万 m^3 、1 億 2 千万 m^3 の増加でございますけれども、そういうことを目標としております。平成 17 年度につきましては見込値で 92%の達成率になっております。

評価結果でございますが、16 ページをご覧くださいと思います。16 ページのところに目標①の評価結果を掲げさせて頂いているわけですが、84%、136%、92%の 3 の平均が 104%ということでございます。水土保持の関係につきましては、間伐そのものが計画に比べて若干低位であったことがございまして低くなっております。森林の多様性につきましては、樹下植栽でありますとか広葉樹植栽といったものが当初考えていたよりも上回っているということで、目標を上回っております。指標の(ウ)資源の循環利用のところでございますが、これにつきましては、路網の整備等、計画を若干下回るということもございまして、全体としては若干低めという数字が出てきているというように考えております。

全体としては、概ね順調ではないかと考えているところでございますが、ただ、いわゆる地球温暖化防止の観点からすると、削減目標が 6%でございまして、3.9%を森林吸収量で確保するとされておりますので、こういった目標達成に向けて各般の施策を実施しているところでございますけれども、現状水準で森林整備を推進した場合、確保できる吸収量というものは、下回るというふうに見込まれておりますので、森林整備の一層の推進を図ることが重要であるというふうに考えているところでございます。

「改善・見直しの方向」でございますが、17 ページのところでございますけれども、やはり森林の機能が継続的に発揮されるように、例えば間伐材の利用促進であるとか広葉樹林化についてきちんと取り組む、それから川上川下一体となって林業の再生を図る新生産システムといったものの構築を図っていく必要があるのではないかとというふうに考えております。

なお、今年につきましては森林・林業基本計画の策定が予定されておりますので、新たな計画に基づいて、さらに森林整備を計画的に推進していくことが必要になってくるというふうに考えているところでございます。

目標の②「国際的な強調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進」についてでございます。目標の考え方等につきましては、4 ページ、6 ページに書いてございます。17 ページをご覧くださいと思います。「国際的な強調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進」ということで政策分野の目標の 1 つに位置づけているわけでございますけれども、これにつきましては海外における持続可能な森林経営への寄与度を指標としているところでございまして、これをアンケートによって把握するというところで考えているところでございます。これは、事業成果が相手国での確に

活用されて持続可能な森林経営の推進につながるためには、相手国のカウンターパートによりまして事業の目的、意義が十分に理解されてその成果について前向きな評価を得るということが不可欠であるという考え方によるものでございます。評価の結果につきましては、17 ページに書いてございますように、達成状況としては 90%ということでございます。「改善・見直しの方向」でございますが、17 ページの下の方でございますが、いわゆる違法伐採の対策というものを推進することが必要であるというふうに考えているということと、開発途上国の有効性を確保するという観点からしますと、事業の妥当性でありますとか、効率性の的確な把握に努めることが重要であるというふうに考えているところでございます。

目標の①と②については以上でございます。

(治山課長)

目標の 3 つ目でございます「山地災害等の防止」についてご説明させていただきます。目標設定の考え方等につきましては、これまでご議論頂いておりますが、5 ページの目標③「山地災害等の防止」の下から 2 行目の森林整備保全事業計画の成果目標を踏まえまして、目標を代表するものとしまして山地災害防止機能が確保されている集落数を数値目標とすることにしてございます。7 ページをお開き頂きますと、達成率の具体的な計算方法と致しまして、17 年度の実績値から 15 年度の基準値を差し引きまして、これを分子と致しまして、分母に 17 年度の目標値から 15 年度の基準値を差し引いた数値をおいて達成率を出しているということでございます。

結果でございますが、18 ページをお開き下さい。17 年度の目標値と致しまして、4 万 9 千 6 百集落としており、それに対しまして 17 年度の実績値が 4 万 9 千 6 集落ということでございまして、達成状況は 100%でランクは A ということでございます。先ほど、お示した計算式で出しております。参考までに、単年度の状況を書いております。先ほどの 5 年間の目標を単純に 5 年で割りますと、毎年 8 百集落を確保するということとなりますが、17 年度は、それに対しまして 7 百集落ということで、単年度の達成率で見ますと 87.5%という結果になるということでございます。

「政策目標を達成するための政策手段の有効性」でございます。これは 16 年度の台風による集中豪雨や中越地震といった激甚な山地災害が発生した箇所を中心と致しまして、迅速な復旧対策を進めるとともに、山地災害危険地区等が集中するなど、整備の緊急度の高い箇所において重点的に事業を実施する「流域防災総合治山対策」等を推進しました結果、17 年度の目標を確保できたということでございます。しかしながら、平成 17 年度におきましても台風や集中豪雨等により依然として山地災害が発生している状況にございまして、流域特性等に応じたより効果的な治山対策を推進していくことが重要となっております。なお、水源のかん養、災害の防備、公衆の保健等森林のもつ公益的機能の発揮が特に要求される森林につきましては保安林に指定致しまして、それぞれの目的に沿った機能を確保するために適切に管理、保全していくことが重要でございます。平成 17 年度末における保安林面積につきましては、実面積で 1,158 万 ha となる見込み

でございます、今後とも計画的な指定とその適切な管理を推進していくことが必要ということでございます。

「改善・見直しの方向」でございます。国有林と民有林を通じた総合的な流域保全対策、さらには流木災害の発生が懸念されます流域において治山事業と砂防事業との連携によります一体的かつ集中的な防災対策など、より効果的な治山対策等の推進を図るとともに災害に対する監視観測体制や避難体制に寄与する対策、さらには山地災害危険地区の点検、情報収集をボランティアで行う山地防災ヘルパーの取組などによりまして多様な防災対策を推進し、国土の保全を図っていく必要がございます。保安林につきましては、引き続き、計画的に指定を行うとともに衛星画像等を活用した効率的な管理体制の整備、間伐等の森林施業が十分に実施されず機能が低下した保安林を特定保安林に指定し計画的な森林整備を進めるなどによりまして、保安林の質的向上を図り、その機能の持続的な発揮を確保していく必要がございます。また、国土の保全、水源のかん養等の機能は、流域全体を保全することにより確保されるものでございまして、保安林管理情報を体系的かつ効率的に整備することなどによりまして、国有林と民有林を通じた保安林の適切な管理を一層推進する必要があるとしてございます。以上でございます。

（研究・保全課長）

続きまして、目標④と⑤についてご説明させていただきます。まず最初に目標設定の考え方等につきましては、5 ページを開いて頂ければと思います。目標④が「森林病虫害等の被害の防止」ということでございまして、森林の病虫害の問題、野生鳥獣被害、また山火事等の被害から森林を守ることが重要でございますが、そのうち病虫害の被害の太宗を占める松くい虫について、被害率を 1%未満の「微害」に抑えられている都府県の割合を 100%とすることを目標としてございます。目標⑤の方は、「国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進」ということでございますが、これにつきましては、例えば、緑化活動への募金でございますとか、森林整備のボランティアとして参加の促進、また多様な森林の利用の推進というようなことがございますが、ここでは森林内での自発的な活動への参加団体数というものを目標としております。

次に 7 ページをご覧ください。7 ページ下段のところでございますが、松くい虫につきましては、北海道と青森県を除く 45 都府県において何らかの被害が生じております。これらの都府県において 1%未満の被害率、これは材積ベースでございますが、に抑えていきたいという考え方をもってございまして、達成できている都府県の割合を目標として示しております。次に 8 ページ、目標⑤でございますが、森林ボランティア団体ということで、15 年度の実績として 1,165 団体が確保されております。毎年、参加団体数というものを都道府県を通じまして把握をしていくわけですけれども、各都道府県の活動回数を年間 100 回に設定致しました上で、参加率等から言って、ボランティア団体の総数を 18 年度までに 1,600 団体まで増やしていくというふうな目標を設定しております。今年度、また新たなアンケート調査を計画してございまして、来年度当初には、その結果に従いまして、目標値の設定を検討致したいと思っております。

次に実績でございますが、18 ページをご覧ください。18 ページ下段の方に、森林病害虫等の被害の防止がございます。今年度の目標値に対しまして実績値は、67%で達成ランクBとなっております。これは、45 都府県のうち 1%未満の「微害」に抑えられたところが、30 都府県ということでございますので、67%であったということでございます。次に、「政策手段の有効性」について、19 ページの上の方になりますが、松くい虫の被害量は、全国的には減少傾向ないし横ばいということで推移しておりますが、東北地方とりわけ秋田県、岩手県が北限になってございますけれども、寒冷な地域でありますとか、それより西の地域でありまして従来松くい虫の被害が見られなかった高い標高の地域に被害区域が拡大している点が問題でございます。それらの被害区域の拡大を抑えながら各都府県において被害の終息化に向けた防除方針を明確にしていくことが必要ではないかと考えております。「改善・見直しの方向」ですが、松くい虫対策としましては、予防措置としまして、松くい虫が出現する時期に先立って薬剤の散布とかの措置を行っていくもの、また被害が生じたところで伐倒駆除するとか、その他の防除措置を行っていくわけでございますが、これらを的確に組み合わせて総合的な防除を実施していこうというのが1つでございます。2つめと致しまして、被害木を的確に把握する、これは松が枯れてしまえば、被害の状況は明らかになるわけでございますけれども、これを広域的にきちんと押さえていくことですか、あるいは新しい技術を使いまして、枯れる以前の段階で押さえられないかということ、これからの検討課題としたいと思っております。早め早めにきちんと状況に応じた計画的、効率的な防除対策を確立していこうということでございます。特に、北の方、あるいは標高の高い被害拡大地域におきましては的確かつ総合的な防除はもちろんでありますけれども、特に重要な海岸などの松林で、地域住民の方々が自主的にいろいろなかたちで防除対策に参加頂いてる例がございますので、そういった自主的活動との連携強化ということも考えてまいりたいと思っております。

次に目標⑤の国民参加の森林づくりでございますが、これにつきましては19 ページ下段の方に示してございます。目標の達成状況につきましては、本年度の目標値は、1,455 団体ということでしたが、実績値は 1,451 団体ということで、達成状況 99.7%、100%を超えれば達成ランクAとしておりましたので、ランクとしてはBということになってございます。参考までに、単年度の目標、達成率等を下に掲げております。いずれにしましても、森林ボランティア団体が増加し、国民の関心の高まりがあるということは、事実でございます。またこの森林ボランティア団体のネットワーク等が構築されていることによって実際の活動されている団体というものもこれからきちんと把握されていることではないかと思っております。これまでも、そういうかたちで把握してきております。ただ課題と致しまして、ボランティア団体のアンケートなどから見ますと、やはり一番の問題は、活動資金をどのように確保するか、また団体として参加者を確保していくということがございますし、実際に活動していく中で、やはり安全の確保、作業に伴う事故等をどのように防いでいくかということに関心が集まっております。もう1つボランティア団体というかたちではなくて、企業による社会貢献活動の一環とし

ての森林づくり活動ということも一部企業においては進められているところですが、これをもう少し幅広く集めていくことができないかということが重要ではないかと思っております。「改善・見直しの方向」としまして、20 ページの方にまたがってまいりますけれども、引き続きボランティア活動への支援策を講じていくこと、またボランティアネットワークの構築を支援していくといったことが重要であると思っております。また2点目としまして、ボランティア団体と森林所有者との連携構築、これはボランティア団体の活動フィールドをどのように求めていくか、またそれを森林所有者との協力関係において進めていく、そのための条件整備への取組が必要かと思っております。さらに、企業の森林づくり活動、これは企業が単独でということだけではなくて、やはりボランティア団体、あるいは森林所有者との連携の下に進めていくことが重要であると思っております。以上でございます。

(計画課長)

それでは、目標⑥につきましてご説明させて頂きたいと思っております。山村地域の活性化でございます。資料の 8 ページをご覧下さい。森林の整備・保全というのをやっていき、森林の多面的機能を発揮させるということになりますと、やはり森林が存在致しませぬ山村地域の生活環境の整備でありますとか、産業振興、そういった山村の活力を向上させることが極めて重要であり、そういった意味で、こういった大きな政策分野の目標の1つに掲げさせて頂いております。データの算出方法でございますが、8 ページにかいてございますけれども、いわゆる振興山村地域の中から抽出した市町村に対して、新規の定住者数、交流人口、地域産物等販売額といった指標のうちいずれかの指標を満たす市町村の割合を算出するというやり方をとっております。それで、具体的には、振興山村地域で17年4月現在でございますが913市町村でございます。913市町村の中から312市町村無作為抽出しまして170の市町村から回答を得ております。そういった結果が、20ページの真ん中ほどでございますが、目標値、実績値、達成状況がございます。それで、最初の割合というものが、53%といったものでございます。具体的には、新規定住に係るものが31%、交流人口に係るものが70%、産物等販売額に係るものが34%というふうになっておまして、いずれかの指標を満たす割合としては53%ということになっております。それから指標(2)でございますけれども、全国158の流域がございますけれども、森林資源を積極的に利用している流域ということで、17流域ということになっております。3番目の指標でございますが、用排水施設の整備を行ったときの受益者数ということで、前年度から19万人増加致しまして、36万人ということになっております。評価の結果でございますけれども、先ほど申しましたけれども指標(1)のところ、いずれかの割合を満たす市町村の割合53%に留まっているわけでございますけれども、指標(2)、(3)が増えておりますので、一定の有効性は認められるのではないかなというふうに考えているところでございます。評価の結果ですけれども、21ページの真ん中から下の方でございます。総合的に見ると一定の有効性は認められると考えておりますけれども、まだまだ山村地域は厳しい状況でありますし、山村地域の活性

化が必要であるということには変わりがないというふうに思っております。「改善・見直しの方向」でございますが、いわゆる山村地域の魅力を向上させ活性化を図るという観点からしますと、居住環境の整備、都市との交流基盤施設の整備といったものを行う必要がある。2つ目には、異業種連携によるツーリズムでありますとか、森業・山業といったものがございませけれども、新たなビジネスの創出といったことで、所得の向上等を更に図っていく必要があるのではないかと考えております。3つ目には、都道府県域を超えて、いろいろな連携があろうかと思っておりますが、山村と都市との協働でありますとか、あるいは定住条件整備に関する意欲的で先導的な取組を支援といったものを行う必要があるのではないかなどと考えております。私ども反省点もあるわけでございますけれども、回答率が54%ということで半数は超えていたのですけれども、有効回答率が5割を下回っているということで、さらに市町村に対しまして理解を求めて行く必要があるのではないかとこのように考えているところでございます。私の方からは以上です。

(企画課長)

私の方からは、全体をまとめて所見を総括してございますので、ご説明させていただきます。21ページの下でございます。

森林の適切な整備・保全により、森林の有する多面的機能の発揮を図るためには、森林の整備の推進、森林の保全の確保等が重要である。

このような中、水土保持機能等の森林の重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進及び山地災害等の防止等における達成状況については、一定の成果が見られるものの、地球温暖化防止のための森林吸収源について見た場合、現状程度の水準で森林整備量が推移した場合、確保できる吸収量は目標を大幅に下回ると見込まれているため、森林整備を一層推進することが重要である。

また、山地災害等の防止につきましても、依然として山地災害が発生しており、効果的な治山対策を推進していくことが重要であるということでございます。

それから、森林病虫害等被害の防止につきましても、松くい虫被害量は減少傾向で推移しているものの、必ずしも良好とは言えない状況であることから、被害が新たに発生し被害の拡散が懸念される地域においては、効率的に松くい虫防除対策を実施し被害を終息させていく必要があるということでございます。

山村地域の活性化につきましても、山村地域の魅力を向上させ活性化を図るために、従来の居住環境の整備や都市との交流基盤の整備等に加え、新たなビジネスを創出するといった多様な施策を講じていく必要があるということでございます。

なお、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるためには、森林の整備・保全を社会全体で支える取り組みが重要であり、さらなる国民の森づくり活動への参加を促進する必要があるということでございます。

それから、違法伐採の発生など、森林の減少・劣化に関連する課題は、開発途上地域だけでなく、我が国自身にとっても重要な課題であることから、世界の持続可能な森林

経営の推進に向け、引き続き積極的な役割を果たす必要があるというのが総合的な所見でございます。

以上が政策分野「森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮」でございますが、続きまして2つ目の政策分野でございますが、政策分野「林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進」でございます。

45ページからでございますけれども、「政策分野の全体の目指す姿」と致しましては「林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進による林産物の供給及び利用の確保を図る。」としており、この目指すべき姿に向けて、林業の担い手確保、望ましい林業構造の確立、国民の需要に即した林産物の供給及び利用等に関する施策を行う必要があることから、目標としては「望ましい林業構造の確立」、「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」の2つの目標を掲げてございます。

目標①でございますけれども、目指すべき姿としましては「厳しい林業情勢の中でも効率的・安定的に林業を営むことができる林業経営体・事業体を将来の素材生産量及び造林・保育面積の相当部分を担うことができる数に育成・確保する」と致しております。この目指すべき姿に向けまして「効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数」を、平成12年度の2,400から平成22年度の2,800に増加させるという数値目標を掲げております。

次に目標の2目でございます。目指すべき姿としましては「消費者ニーズに応える製品を安定的に供給するため、木材産業の構造改革を進めるとともに、木材を使うことの意義について広く国民の理解を得ることなどにより、地域材の利用を拡大する。」としておりまして、この目指すべき姿に向けて、地域材の供給・利用量を平成12年の約1,900万 m^3 から平成22年の2,500万 m^3 に増加させるという数値目標を掲げてございます。

それぞれの達成状況等につきましては、担当課長よりご説明させていただきます。

(経営課長)

53ページの「望ましい林業構造の確立」の目標値、実績値、達成状況につきましてご説明させていただきます。本年度の目標でございます、「効率的かつ安定的な林業経営」を担い得る林業経営体・事業体数2,600に対しまして、推計値2,500ということことで、達成状況は50%、達成ランクBという結果でございます。「効率的かつ安定的な林業経営」を担い得る林業経営体・事業体の実績値につきましては、2005年の農林業センサスを用いて把握するという事としておりますが、2000年農林業センサスの調査対象者が保有森林1ha以上の森林所有者、2005年農林業センサスの調査対象者は保有森林3ha以上で、過去1年間に森林施業を行った森林所有者というように変更されたことによりまして「効率的かつ安定的な林業経営」を担い得る林業経営体の一部につきまして、比較の基準となります2000年農林業センサスの値と単純に比較することができなくなった訳でございます。このため、これらの者につきましては、2000年農林業センサスの数値の中から、過去1年間に森林施業を行った森林所有者を抽出致しまして、2005年農林業センサスと比較推計することで、本年度の数値を推計しております。

続きまして「政策目標を達成するための政策手段の有効性」についてでございます。

「効率的かつ安定的な林業経営」を担い得る林業経営体・林業事業体のうち林業経営体につきましては、平成12年度の1,700から100増加致しましたが、林業事業体につきましては、同数の700ということになってございます。

林業経営体が増加したということにつきましては、所有森林面積規模の大きな自営林家が増加したということ、それから林業事業体が横ばいであるということにつきましては、全体の事業量が減少する中で、「効率的かつ安定的な林業経営」を担い得る規模にある林業事業体は、全体としては規模が維持されているものの中小規模の林業事業体の事業規模の拡大が十分に図られなかったことによるものと考えられます。今後、中小規模の林業事業体の事業規模の拡大ということで、「効率的かつ安定的な林業経営」を担い得る林業事業体の育成・確保に向けた取組を推進する必要があると考えております。

なお、「効率的かつ安定的な林業経営」を担い得る林業経営体・林業事業体数の目標は、これらの者によります事業が、平成22年の我が国の素材生産量、造林・保育面積の6～7割のシェアとなるように設定したものでございまして、それらの者のシェアを見ますと、素材生産量で5割、造林・保育で6割ということで、平成12年より1～2割拡大しているところでございます。また、素材生産を行った事業体について、規模別の生産性を見ますと、「効率的かつ安定的な林業経営」を担い得る者の層では、平成12年の4.1m³/人・日から平成17年の5.9m³/人・日と約4割生産性が向上しているということでございます。これらのことから安定的な林業経営と林業生産活動の効率化が図られつつあると考えられますけれども、望ましい林業構造の確立を図るためには「効率的かつ安定的な林業経営」を担い得る林業経営体・林業事業体の育成・確保に向けて林業の採算性の改善、事業量の確保等を推進する必要があると考えております。

次に54ページの改善・見直しについてでございます。今後、「効率的かつ安定的な林業経営」を担い得る林業経営体・林業事業体の育成・確保を図るために、「効率的かつ安定的な林業経営」を担い得る者、経営規模の拡大を目指す者等を対象と致しまして、施業等の集約化の促進、路網整備と一体となった高性能林業機械の活用によります低コスト作業システムの普及といったことによりまして、林業生産活動に必要な経費の削減と事業量の確保、需用者ニーズに対応した素材の供給といった取組を推進していく必要があるということでございます。

なお、平成18年度の目標設定につきましては、センサス調査が5年に一度であることを踏まえまして、代替目標等も考慮に入れた検討を行っていくことと致しております。

(木材課長)

木材課長でございます。続きまして、目標の②につきましてご説明させていただきます。

まず、49ページの2つめのグラフ、②「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」をご覧頂きたいと思っております。地域材の供給・利用量の実績というのは、平成14年までは減少傾向で推移してまいりましたが、平成15年以降、3カ年連続で、微増ではありますが増加してきております。平成17年は18,238千m³の見込みとなっております。

次に54ページをご覧頂きたいと思えます。54ページの「目標値、実績値、達成状況」の説明でございます。本年度の達成状況でございますけれども、平成17年度のすう勢値15,822千³m³を2,416千³m³上回ったものの、目標値の20,831千³m³には達しませんでしたので達成ランクはBということでございます。

次に「政策目標を達成するための政策手段の有効性」でございます。国産材の利用につきましては、大型製材工場の供給能力が拡大したこと、新流通・加工システム等による合板分野での国産材の利用が増加したこと、また「木づかい運動」等による企業や消費者の「国産材を使うことが地球環境等にいい、役立つんだ」という認識の拡大等から、先ほどのグラフのとおり15年以降3カ年連続で増加が見込まれるということでございます。しかしながら、木材供給につきましては、木材産業の流通体制が多段階で、流通・加工段階でのロットが小さいこと、小規模製材工場の再編が進まないこと等による流通・加工段階でのコストの掛かり増し等の状況がありますことから、低コスト化、製品の品質向上、ロットの拡大等木材産業の構造改革を着実に推進する必要があります。また、木材利用につきましては、木材・木質バイオマス利用の意義に関する理解を得るための取組が不足しているということから、地球温暖化防止のための森林吸収源対策として、企業や消費者に対する啓発を一層推進するという、それから林地残材のバイオマス利用等の木材の多角的利用の拡大を図ること等の取組が必要となっております。

次に「改善・見直しの方向」でございます。地域材の供給・利用量の拡大を推進するために木材供給につきましては木材産業の体制整備をより一層進める必要がありますことから、新生産システム、新流通・加工システム等によります曲がり材や間伐材等の集成材、合板分野での利用拡大、加工流通での低コスト化、適切な乾燥の推進、ロットの拡大等を通じまして、品質・性能の確かな木材製品を低コストでかつ大量・安定的に供給する体制の構築等によりまして、木材産業の構造改革を一層進めることとしております。

一方、木材利用につきましては、「木づかい運動」の国民運動的展開を通じた地域材利用の意義や、あるいは地域材の良さについての国民への普及啓発、地域材供給者と住宅生産者との連携の促進等によります住宅への地域材利用の促進、木質バイオマスのエネルギー利用など多角的利用の推進によります、地域材の一層の実需拡大に取り組むこととしております。以上でございます。

(企画課長)

この政策分野につきましては、総括的な所見は、55ページでございます。

林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進による林産物の供給及び利用の確保を図るためには、効率的かつ安定的に林業を営む林業経営体及び事業者が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立することと、消費者のニーズに即した林産物が供給されるとともに、その消費が増進されることが不可欠であるということでございます。

望ましい林業構造の確立については、素材生産量、造林・保育実施面積全体に占める林業経営体・林業事業者の割合と素材生産の労働生産性が増加傾向で推移しているもの

の、林業経営体・林業事業体をさらに育成・確保していく必要があるということでございます。

また、地域材の供給・利用量を見ますと、近年、堅調な伸びを示しているものの、目標値に達していない状況にあることから、更なる地域材の供給・利用の拡大を図ることが必要である。そのためには、加工・流通の低コスト化等といった木材産業の構造改革を進めるとともに、実需拡大に向けた地域材に対する国民への普及啓発や木材の多角的利用を進めていく必要があるということでございます。

以上が2つの政策分野でございます。

なお、政策手段別評価結果につきましては、69ページ以降にお示ししておりますが、平成17年度につきましては、これまで政策手段別評価をしていなかった政策手段の中から主要なものにつきまして、「森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮」の政策分野からは2手段、それから「林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進」からは1手段を選定して評価を実施しております。この、評価結果につきましては、説明を省略させていただきますが、質問等につきましては、実績評価と併せてお伺いしたいと思っております。以上でございます。

（太田座長）

はい、どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御質問・御意見がございましたらお願い致します。非常に広い分野のお話ですので、なかなか大変だとは思いますが、どのようなことでも結構ですので、御質問等よろしくお願い致します。

（金井委員）

国民参加の森林づくりということから、質問と意見を述べさせて頂きたいと思えます。まず、森林ボランティアの参加団体が1,600ということですが、たしかにこれも1つの国民参加に対する評価だと思います。しかし、この人数ではあまりにも参加者が少ないのではないのでしょうか。現在、森林ボランティアに参加している人数は国民の400人に1人の割合だと言われておりますから、ごく一部の人たちということになります。これでは国民参加の森林づくりにはなりません。やはり今後は、もっともっと都市部の人たちの参加を増やすための対策を進める必要があります。なんと言っても都市が一番、森林の恩恵を受けているわけですから、また結構関心をもっている人たちも多いので、参加者の裾野を拡げるチャンスだと思います。

今までは、森林ボランティアの参加者を増やすことが大きな目標であったが、次のステージは国民参加の森林づくりを本格的に進めることだと考えます。第2ステージの目標は、すべての人たちに関わりのあるテーマを選び、都市の中で参加意識を育てることが大切です。森林に行くことだけでなく、消費者が暮らしを通じて森林を考え森林にやさしい生き方ができる方法やきっかけづくりを提案することです。それが私たちに求められている課題です。まさに、山の課題は都市の課題でもあります。それは同時に、森

林の再生と活性化は社会や人の暮らしと連動なしには解決できません。そのためにも、国民参加の森林づくりは都市部の掘り起こしが急務だということです。

具体的な提案としては、①ストップ温暖化②暮らしに木を使う③学校の環境学習、この三つの活動分野をお勧めしたい。国民参加の基盤づくりはこのようなテーマが必要です。林野庁でもすでに取り上げている内容ですが、この動きを加速させるにはさらに社会的な仕組みづくりや学習教材の開発などが急がれます。地球緑化センターでは、昨年の愛知万博に作成したストップ温暖化用紙芝居を完成させ、小中学校の出前授業などに活用し成果を上げています。このような教材を活用することによって、生徒たちは二酸化炭素の排出や吸収について興味や関心を持ち、木を使うことや森林を守り育てる大切さや意義を学ぶことができます。また、一般の人たちが使っているグリーンパスポートを生徒たちにも配布し、体験活動を行った先々の森林管理署・自治体市町村・森林組合の担当者からハンコを押してもらい、ポイント（時間）を積み立てることもできます。以上が地球緑化センターの活動事例です。

それから、企業の役割についてもっと積極的に評価のあり方を考えてはどうかと思います。最近、企業の社会貢献（CSR）活動が活発化しております。中でも、環境活動に関心が集まっているようです。「企業の森」を確保し、環境に貢献する企業というイメージづくりをはじめ、社員研修、脱地球温暖化、社員の森林づくりなど、森林活用はますます増加傾向が続き、地球緑化センターも支援・協力する事例が増えています。このような企業側の努力に対して、もっと社会的評価を行うことができれば、さらに参加企業が多くなります。これも国民参加の森林づくりを高めることになると思います。

（太田座長）

はい、どうもありがとうございました。

研究・保全課長何かございますでしょうか。直接的なボランティア団体だけではなく、もう少し関心のある部分もデータとしてとれないかということであろうかと思いますが。

（研究・保全課長）

色んな角度からの評価をすべきという点については、ご指摘のとおりだと思いますので、後は如何にしてそれを把握できるかということになると思いますが、今まで都道府県を通じてボランティア団体の数なり参加日数ですとか活動日数ですとかその中でどれだけ巾を広げていかれるのかどうか、については今後の課題として検討していきたいと思います。

それから、評価の問題なのですが非常に重要でして個人でも企業でも同じようなお話があると思います。実際に企業の森林整備促進のため検討会を国有林と共同で開催して、近々最終報告を頂く段取りになっておりますが、その中でも企業の問題意識を高めるとか、色々入り口のところから始まって、最終的には企業そのものがそういう森づくりにお金なり人なりを出そうと思うということについては、企業のトップであったり或いは株主であったり関係者に意義を理解してもらうことが一番重要だし、企業の担当者にし

でも自分達のやっていることがどれだけ社会に貢献したかということの評価して欲しいというご意見、特に企業側の委員の方々から頂いておまして、今までも国有林で企業の森ということをやっている中で、その企業の協力によって例えば CO2 の吸収が増えたとか、水源かん養機能とか、国土保全の機能がこれだけとやっておりますけれども、そういうことをもっと評価の仕組みについてもっと進んだものを作りたいと思っているところでございます。

(太田座長)

はい、ありがとうございます。

それでは次にまいります。どなたかございますでしょうか。何でも結構でございますので、もしご発言等ございましたら、ご感想等も含めてお願いします。

(太田座長)

それでは、先生方にお考え頂いている間、少し私のほうからお聞きしたいと思いますのですが、49 ページの「木材産業等の健全な発展と木材利用量の促進」の目標の②でございますけれども、これはすう勢値とそれから最初の目標値を分けてすう勢値に対してどの程度という形でやっているんですか。これ復習なんです。これ全体として最初の目標から多少ずれているのに対して、すう勢値でどうというのはここだけでしたか。全体として。

この当たり、特にこの 10 ページの部分、全てこの連動しているという形ですが、ご説明にありましたようにここ 3 年間持ち上がっているということですから、これは結局すう勢値と最初の計画と中間段階で B としたのは、どういうことでしたか。ちょっと復習ですが。

(木材課長)

資料の 1-2 をご覧頂けますでしょうか。一番下をご覧頂きますと、※印の 2 でございますけれども、これは A が概ね有効、B が有効性の向上が必要、C が有効性に問題というランク分けになっております。49 ページの表を見て頂きますと、目標があり、各すう勢値があります。目標を上回れば、今の考え方でいえば A になる訳ですけれども、B については今申し上げましたように有効性の向上が必要ということで、目標とすう勢値との間にあります。すう勢値より下回ると C になり、有効性に問題というのは、施策の廃止も含めた見直しが必要だということになります。そういう中で B という形になっているということでございます。

(太田座長)

はい、ありがとうございました。

この当たりをどういうふうにアピールしていくか、或いは今後非常に大きく関わってくる訳ですので、この辺の判断どうなのか、ちょっと私も考えているということでござ

いますけれども、ここ3年間のすう勢値から上回っているということは非常にいい傾向が出て来ているということでこれを伸ばして気持ちとしては目標に近づけて行きたい、或いは行って欲しいと思うわけですが、如何でしょうかそのあたり。

(木材課長)

先ほどちょっと申し上げましたけれども、今のところ見通しでは平成17年は1,824万m³ 近くになる見込みでございます。この中身を用途別で見ますと、用材でいえば製材用、パルプ・チップ、合板、その他とあるんですけれども、17年は3つの分野で伸びています。特に合板につきましては、平成16年に55万m³ ぐらいだったものが、平成17年は86万m³ ぐらいに伸びています。この理由の一つには、合板用の原木として特にスギが使われるようになっておりまして、従来は直径6cm位までしか剥けなかったのが、3cm位にまで剥けるようになったということと、合板ですから2mに切って少々曲がりがあっても問題なく、今まで柱に使えなかった原木が使われるようになったことがあります。先ほど数値を申し上げましたけれども、特にスギが伸びておりまして、平成16年がだいたい27万m³ だったのが、平成17年には54万m³ で倍増しております。これは主に構造用合板、例えば一階の床の根太がいらぬ24mm、28mmの合板に使われています。それから壁、屋根、一階と二階の間の床にも使われています。こういう様な使われ方がされてきております。この背景には、先ほど言いました技術の向上もありますけれども、もう一方で違法伐採等の問題や資源的に厳しくなっていることから、南洋材の合板が供給されにくくなっている状況があります。南洋材に変えてロシアのカラマツを合板にしているんですけども、いまや中国が日本を抜いて世界で第2番目の輸入国になっており、ロシアからの貿易量としても中国が完全に日本を上回りまして、価格決定権は中国が持っています。中国が経済成長により日本と同じような価格で買えるということで、ロシア産のカラマツが値上がりをしてしています。このような状況は外材関係でいえば、パルプ・チップ、製材も同様でございます。特に船賃が非常に高くなっていることが影響をしております。もう一つは、アメリカがここ数年、毎年、新設の住宅着工戸数が約200万戸になる位の非常に景気が好況であり、アメリカの木材、カナダの木材、ヨーロッパの木材がアメリカに向かっていくと。日本に輸出するよりも建築方法がほぼ同じツーバイフォー、ツーバイエイト、ツーバイテンの材木の方が有利なので、アメリカに行っているというような状況があります。それらに加えて為替の問題等も影響しているのですが、そういう意味では国産材については今非常に追い風の状況です。これを捕まえてどうやって実績を伸ばしていくか、むしろ国内での供給体制なりそういうところに課題がありますけれども、この辺を改善すれば国産材の自給率が非常に増えてくるという様な状況です。以上です。

(太田座長)

はい、どうもありがとうございました。

木材利用量の実績値が、このすう勢値ではない形に是非もって行きたいということで、

今後とも是非よろしくお願ひしたいということでございますが、先生方如何でしょうか。
はい、野村委員

(野村委員)

今の問題に関連しまして、54 ページの目標②の政策手段の有効性の3つ目のポツのところに「国産材製品利用に対する企業や消費者の認識の拡大等」というのがあるんですが、今、中国をはじめとしてですね、世界的な需要の拡大、これは魚でも、エネルギーでもあらゆる分野で大問題になって、木材でも始まっているようなんですが、その他にですね、国民や消費者の認識の拡大の中には、そういった対外的な経済要因外にですね、環境とか或いは国土保全ですか、こういった事への認識が高まっているというようなことも含まれているのか、もしそうであるならどうということか具体的に教えて頂きたい。

(木材課長)

先ほど「木づかい運動」というお話を少し申し上げましたけれども、昨年から国民運動として展開しており、特に10月を「木づかい推進月間」として定め、集中的に様々なPR活動、シンポジウム等を行っております。特に、プロ野球のOBの団体であるマスターズリーグに「木づかい応援団」を委嘱し、萩本金一さんが監督を務めている茨城ゴールデンゴールズとも連携をしまして、例えば、少年野球教室で子供達に国産材利用の意義を教える。それから、昨年のマスターズリーグ公式戦では、木材、国産材を使うことの意義をオーロラビジョンで大きくPRしてもらおう。さらに、国産材をたくさん使っている、特に住宅関係等の実需のところに大臣表彰、長官表彰を設け、インセンティブも与えようということも実施しております。企業においてはCSRという観点から、例えば自分の会社で使う紙と同じ量の地域材についての支援金を、間伐材を出す者に出そうというような動きも出ておりますし、各企業の刊行物や報告書に間伐材を使った紙を使う。それから国産材を積極的に使いましょうというようなことをうたっている。私どもも、各企業のセミナー等に出向いて、企業の集まりや消費者団体等とも連携しながら、そういった取組を行っております。そういう意味では、企業の方々の社会貢献ということで、先ほど金井委員からお話がありましたように、山に木を植えることだけではなくて、身近なところで国産材製品を使うということが、地球温暖化防止にも協力できるんだということ私ども積極的にPRしております。企業の方々もそういうことをご理解を頂きたい。

それから、先ほど金井委員がおっしゃいましたポイント制の話があります。例えばカートカン、これを飲むとどれくらい木材利用になるのか、家を建てた場合どのくらいか、というようなポイントを考え、昨年度から一定のものができております。そういったポイント制を広げていって、木を使うことが地球環境に優しい、或いは温暖化防止に直接役立つと、身近な日用品等を使うことで協力できるというような運動を益々進めていきたいと考えております。以上です。

(高橋委員)

先ほど木材課長からご説明して頂いたのでなんかホッとしたような感じがしますが、こういう評価を毎年やって、昨年度と比べて文書がどう改善して変わっているのかそういう視点で見て頂ければまずありがたいなと思います。といいますのは、私も大学の実績評価を役員の立場でチェックをしながら書いて、去年とどう変わったのか、どう改善なんだと、そういうところを強調すべきではないかと。例えば国際標準規格ISO関係の審査の時も色々そういうところを強調する、指標の他にそういうものを採用する必要があるのではないかと、特に彼らが言うのはストロングポイント、要するに自社が或いはその組織が外に自慢できるような改善策があった場合は可と、今回を拝見しますと去年と比べてあまり目新しいものはないなという様なことを、失礼ですけど印象が持ちかねないということで、先ほどの木材の産業のところでありましたけれども、そこなんかは特にまだまだできるんじゃないかなという認識を持ちました。

6cm から 3cm に技術が改善したということ、それから中国市場の話もあろうと思いますが、それともうひとつ自給率が 18 から 20 になっているんじゃないですか。たしか、その辺も自慢できることではないかと思っておりますので、ぜひその辺のご配慮を来年から頂ければありがたいなと思っております。

(太田座長)

はい、他に如何でございましょうか。

非常に包括的な題でございますので、お気づきの点で結構でございます。

はい、平倉委員。

(平倉委員)

木材の生産も向上し、売却益も増えているというご説明で、それは大変いいことなのですが、何か物を作って売ったらその後どうなるのかということが今の時代求められるのではないかという気がします。例えば木をたくさん使ってくれるけれどもそれはメンテナンスをしなくてはいけませんよとか、そういったことについてどういうふうなフォローがあるのか。それからもうひとついい点としては、取り壊した時の産業廃棄物にならないように回収することとか、そういった点を焦点にしてみることです。生産して売るといのは世間では当たり前のことであり、その次に、それに対してどういうふうに責任をもっていくのか。買って得た人がその後それをどういうふうに発展していくのかという当たりについて何か評価がなされると、木の良さというのが見直しもされ、また、使い道の良さも伝えられるということになる。もうひとつは、こういった物を使って楽しむところをぜひ何とか工夫して、伝えていけるといいのではないかと思います。例えばフィンランド展を見てきたんですけれども、そこで色々読んでみますと、戦後まもなく日本の技術者がフィンランドに行き、その時に技術的に得るものが何もないと言って帰って来るんです。ただ、技術的には遥かに日本の方が優れているが、なぜフィンランドの製品は世界で名が通っていて、日本の製品は三流なのか、ということに気が付かれ

て、やっぱりそれはデザインが悪いんじゃないか、そういったことに対する評価が日本ではたいへん低いと思います。だから日本の製品が世界の三流で、日本の技術よりも優れていないもので作った物が一流品であるといったことが書いてあります。やはりその辺を私は物をつくって設計をしてという立場からいうと、もう少しクローズアップをして頂きたい。先ほど長官表彰があるということを伺いましたけれども、それがどういうものなのか是非教えて頂きたい。それは量をたくさん使うということのみならず、美しい物、価格、それ以上にデザインで競うくらいのそういう観点から勝負できるような物づくりに繋がることだと思います。私もここに数年ここに関わるようになりましてから、木を使った非常にいい製品がたくさん出ているデザインを見ています。それは木のある全てを評価するのではなくて、ある部分を押さえても別の機能を非常に優れた形式を持って消費されるとか、木の持っている手触りとか厚さとか、扱った時の感触が非常に心地よいのです。安かろう悪かろうではなくて、本当にデザイン的にもうちょっとサポートするような研究等あったと思うんですが、研究評価とか、ああいうものの中にこういうものは入ってこないのかと思います。

(木材課長)

最初に平倉委員から回収の関係等のお話がありましたが、国産材でいえば7割が建築用に使われています。一番多いのが住宅でございまして、新設の住宅着工戸数の動向というのが、国産材の需要に一番大きな影響を与える訳です。ただ住宅行政になりますと、国土交通省の所管になってしましまして、あと、壊してゴミの世界になると廃掃法で環境省ということになります。ただし、建設廃材で申し上げれば建設リサイクル法がございまして、かなり色々なものに使うことが進んでおります。だいたい年間 2,100 万トン位の解体材が出てきますけど、この6割ぐらいが既に燃料として、或いはPB等のボード類として使われております。あと残りの部分をどう進めるかということが、建設リサイクル法の中では利用率を上げるということになっている訳でございます。ただ防虫、防腐木材等の薬品処理したものをどうするかということで、全部が全部使える訳ではない。最終的に出てきますけど、段階的に使って最後は燃料として使うということになるかと思えます。

デザインの関係ですけれども、これも住宅等の世界でよく言われるのが、日本というのはデザイン力が弱いということで、特に住宅の関係では若い世代、特に最近の新設住宅着工戸数のローンは殆ど団塊ジュニアが使っているようなんですけれども、そういう人達にマッチしたデザイン、こういうものをどう造るかというのは、建築設計の世界だろうと思います。特に家具等でも北海道等からセンノキ等の広葉樹をヨーロッパに年間1,000m³位輸出はしているんですけども、ヨーロッパのデザインのいい家具に使われています。木材サイドから考えると、たくさん使えばいいということで、デザインのことは余りよく考えていないということでもありますけれども、これは建築なり家具も含めて今後の日本の課題だろうと思っています。そういうことで北欧の家具、イタリアの家具というものが、デザインもいいですし、ブランドにもなっており、日本の家具、住宅

も含めてそこまで十分に行っていないんじゃないかなという気がしています。先ほど国産材をたくさん使った企業等を表彰したと言いましたが、単に量をたくさん使っているということだけではなく、国産材を使う意義、地球温暖化防止、或いは国産材の良さ、そういうものを併せてPRを積極的にやっているところとか、大きく2つを評価の対象にして表彰を致しております。

住宅等の例えばデザインの表彰になりますと、これは国土交通省或いは建築学会等色んなところでやっておりますし、つい先般のログハウスの関係でいえば、国土交通大臣賞と農林水産大臣賞を出しております。基本的に住宅の世界になれば国土交通省ですが、木材に関する評価がある場合には、農林水産大臣賞等も積極的に出しております。

それから、森林セラピー、森林医療といったものが、今度は医学的或いは科学的なもので計測できるようになってきております。これは森林の方が先に進んでおりますが、ある面では木材でも木の良さ、国産材の良さを示す場合に医学的な価値、こういうもので科学的にこれから計測できるだろうと思えます。そういった研究も進みつつありますので、私どもPRする時には、感覚的なものだけではなくて、科学的知見に基づいたものでやって行きたいと思えます。以上です。

(永石委員)

すみません。少し教えて下さい。16 ページから 17 ページにかけて、森林の整備の計画的利用を推進した場合について、私は農林水産部に居たんですけど、林業とかあまり何もやることがないんですけど、整備をしていく場合に、直接支払いについて民有林については1万円というような直接支払いの制度があると聞いていますし、整備にあたっては国有林もあるし民有林もあるし、なおかつ公共林そういう違いについては何も差はないのかどうかですね、ブナ林はブナ林、森林は森林、同じ感覚で整備していったいいのか、それからもうひとつは新生産システムの構築を改善の見直しと書いてますが、そういうことも含めて新しいシステムが何か川上川下ラインでできるのかどうか是非教えて頂きたい。

(太田座長)

はい、民有林、国有林との整備の方針の差みたいなことですね、もう一つは新生産システムについて、それでは計画課長。

(計画課長)

森林整備をしていく場合、いわゆる所有形態が国有林が持っているところもありますし、民間の私林みたいな、あとは県とか市町村とかの公有林、区分するとそういうものに大別されるのかなというふうに思っておりますが、基本的にはやはり森林の中で、例えば人手をかけて植えた人工林、そういったものにつきましては、それほどですね、こういった木材をどうしていくか、生産目標みたいなものの違いは特に森林所有者の違いは出で来るのかもしれませんけれども、基本的にはそれほど大きくはないものと思って

おります。そういったことにつきましては、国有林ないし民有林、私有林でも公有林を民有林と言っておりますけれども、そういった国有林と民有林ごとに森林計画を作っております、そういった森林の整備の基本的な方針なりはそういった地域レベルの森林計画においても、もちろん全国にもございますけれども、地域レベルでの森林計画で明らかにしておりますし、そういったものを踏まえて、参考にしながらそれぞれの所有森林を管理している方々が整備を進めていっているのではないかと考えております。ちなみに、例えば国が実際にそういった事業をやる時に補助をしているのかということになりますと、国有林であっても民有林であっても例えば森林整備のための事業をやるということになれば、基本的には補助の割合とか支援の割合は基本的には変わらないということになっております。それから新生産システムということで記載させて頂いておりますけれども、いわゆる色々な意味で林業の再生を図るといいますか、やはり問題はその川上の山の方から川下の方、例えば製材工場、集製材工場もございますし、更には木材を実際に使って頂く住宅など、そういったところへの流れが小規模であったり、分散的であったり色々な弊害があるのではないかと考えておまして、そういったものをもう少し大ロットで安定供給していくために、例えば間伐をひとつ取りまとめて、できるだけ規模を大きくして生産性を上げていく、そういった工夫もして行きますし、工場の中でも生産ラインが高速化できるようにそういった工夫もしながらですね、トータルとして最終利用者の方に安定的に木材を供給していく、そういったシステムをですね、モデル的ではございますけれども18年度から始めたと、全国で11箇所ございます。そういったシステムをうまく軌道に乗せながらですね、できるだけ成果を上げることによってそれを山の方に少しでもフィードバックしたいというふうに考えているところでございます。

（業務課長）

今の件についてももう少し付け加えさせて頂きますと、今、計画課長のお話にありましたように、計画レベルでは国有林、民有林がありますけれども、具体的な最近の動きとしては、民有林と国有林との間で協定を結びまして同じ地域で同じような考えで森林整備をしようじゃないかということで、県レベルにおいてはそういった動きが出てきております。流域の中で同じような森林ですから、同じような方向でやろうじゃないかと、少しこの辺は新しい動きが出てきております。

（太田座長）

はい、ありがとうございます。それでは金井委員。

（金井委員）

私は山村の定住についてちょっと、山村地域の活性化というところで、この調査というのは林野庁が行ってる事業主体が協力したということですか。

(計画課長)

実は昨年ご説明すれば良かったのかもしれませんが、山村の活性化の関係で、市町村に対して調査をやっている訳でございますけれども、昨年までは事業を実施した市町村を中心にアンケート調査を実施しておりましたが、今年は純粹に振興山村から無作為に抽出して調査を実施している状況でございます。14 ページをご覧ください。14 ページの真ん中にアンケートの数が示されておりますが、H15、H16 については集計方法が違いますけれども、そういった意味でございます。それでアンケートに関してもそういった意味では増やしてですね、事業対象がどうしても少ないということで、増やして無作為にしてやっています。ただ有効回答が若干半分より下回ったということで、その辺はもう少し調査自体を大きくしていきたい。

(金井委員)

地球緑化センターが都市の若者たちを農山村に1年間派遣する「緑のふるさと協力隊」は、13年前から実施していますが、今回、OB OG 隊員たちのその後の進路をまとめた定住マップを作成してみました。協力隊の目的は定住ではないのですが、毎回、定住者は4割近くになり大変注目されています。山村に向かう若者たちは年々増加していますが、このプログラムは社会貢献と自分づくりを目指し、町づくり村づくりを手伝う活動です。受入は町村役場が窓口になり、活動先は農協・森林組合・第三セクターの手伝いなど、その他、年間を通じて地域のお祭りやイベントの手伝いなどもあります。つまり365日をどっぷり地域にとけこみ、その住民になりきることが特徴です。

現在まで13年間に320名が参加し、118名が定住しています。どうして定住者が多くなるのかと言えば、やはり受入先の町村が好きになる、自分を必要とってくれる人たちがいるということだと思います。都市にはない自然の心、人の心を結ぶ有機的な暮らしと共同体がまだまだ息づいていることが、若者たちを定着させる根拠だと見えています。農業や林業の技術を持って山村に行くわけではないが、隣近所の住民との付き合いを通じて、人間的な厳しさや励ましの中で育てられ、若者たちはしっかりと進路を見出し、逞しく社会に巣立って行きます。山村には素晴らしい教育力や福利力が今でも健在だと言うことです。やはり農山村の振興は人づくりがいかに重要であるか、研修や技術のためのプログラムではなく、夢や志を持った人たちと地域住民が時間をかけて育てるものだと思います。

(太田座長)

どうもありがとうございました。金井委員の色々ご努力されていること等が、更にもう少し数が増えると、ボランティアの数もそうですがそういうふうにしていくには政策の方で出していないといけないんだらうと思います。たぶんこの目標の⑥というのは、指標というか、数値の取り方が非常に難しいという部分で毎年努力をされているんですが、やはり3つの指標のうちいずれかを満たすものとか、なかなか苦しいこともあるかと思いますが、この当たり更にどんなのが考えられるかご努力頂いて、状況が分か

るように、また、これからの施策に結びつくようなデータとして取れればと感じております。

ちょっと私の方から一つ二つ簡単にでけっこうですので。一つは 53 ページの自営林家が増加しというのは、これは具体的に所有面積を伸ばしている林家があるという意味ですか。それからもう一つこの松くいのところについては、更に最近ですと獣害の方も関係省庁等との連携もありますが、この当たりの獣害の方も何か指標みたいなものを考えてみると今後有効に使えるようなものが出てくるかなと、ちょっと想像しているんですが。そのあたりを簡単にお知らせ頂けたらと思います。

(経営課長)

自営林家のことですが、具体的に申しますと所有規模 100ha から 500ha の自営林家の方々が増えているということでございます。これは一つはこの間に間伐に対する施策が講じられたということで従来森林を持っていても手を入れていなかった人達が施業を行ったというのが一つと。それから規模が大きな森林所有者が入ってきたという様なことが原因と考えています。

(太田座長)

はい、ありがとうございます。

研究・保全課長。

(研究・保全課長)

野生獣害の関係でございますが、野生獣害、シカとか熊ですけども、だいたい年間森林被害という観点からいうと 7、8 千 ha が主流で、まあ、終局もありながら進んでいております。

太田座長からご指摘がありましたとおり、これは林野庁だけで全部処理というよりは環境省の協力を、それから農林水産省の農業の担い手方と三者一体でやっていかなければならないということで、今年度から三省連携で調査と今後の対策の検討をやるというようなことは始めていますが、これをどういうふうに指標化していくかあたりにつきましては、もう少し自然条件でもって被害率が増えたり減ったりということでございますから、一概に被害面積が減れば減少するのかということのようなこともありますし、こうした対策がどういう効果を示していくかということにつきましては今の三省調査の結果等も踏まえながらですね、問題意識としてやって参りたいと考えております。

(太田座長)

はい、どうもありがとうございます。

それでは高橋委員。

(高橋委員)

政策評価とか、公共事業評価というのが始まってどの位でしたっけ。5年ぐらいですね。そうした状況の中で色々な問題が出てきているのではないのかと思ひまして、その中でひとつは毎年評価がいいのかどうかですね、そういう課題もあるのではないか。特に森林林業関係については効果が遅れて出てきますし、私が以前勤めた研究とか調査というのは効果が遅れて出る。そういうような部局の方から総務省あたりにそういう疑問点がぶつけられていないかどうか。それから同時に毎年毎年だんだん詳しくなっていくんです。レポートがですね。これはある一定の線引きをしないとそれに投入されるエネルギーが大変である。当然その背景には税金が使用されることも理解しておく必要があるのではないか。

(太田座長)

はい、ありがとうございました。

はい、企画課長。

(企画課長)

政策評価の方につきましては、従来は非常に詳細に政策分野、目標、手段という形で評価をした訳ですけれども、政策評価に要する労力がかかるということ、詳細すぎて分かりにくいということがあり、そういう関係で今回林野の政策分野で8目標というふうに改善をした訳でございます。今回のこの結果は分かりやすいものなのかどうか、というのもおそらく検証が必要だろうなと思います。おっしゃるとおりだと思います。

(太田座長)

はい、どうもありがとうございました。

高橋委員。

(高橋委員)

目標値を設定する場合、定量目標までいいですね。定量目標があまり変動しないような目標に決めていくことが必要ではないかなと。それから更に定性的目標はあってしかるべき。定性的目標の中で皆様方が努力されて効果が出ているのを記述をする。さっきの様に木材普及率が20になったとかそういうストロングポイントをどんどん書いていくというやり方がよろしいのではないか。その辺の農水省全体の意思表示というのは必要だと思いますので、担当課長さん頑張ってください。

(太田座長)

どうもありがとうございました。

この辺りでご意見よろしいでしょうか。そうしましたら、ちょっと時間が押してまいりましたけれども、総合評価について、事務局から説明よろしくお願ひします。

(企画課長)

続きまして、資料2のところの「森林整備目標の進捗状況の検証」につきまして申し上げます。3月9日の専門部会でお示した「骨子案」を踏まえました内容となつてございます。5月26日に第3回農林水産省政策評価会がございまして、ご意見をお聴きしたところでございます。各委員から出たご意見をご紹介しますと、「ボランティアの育成がいわれているけれども、専門性のボランティアを育てようとする、林業者の方が時間がかかり難しいという話もあり、それに対して手当てがもう少しあってもよいのではないか」というご指摘もありました。また、「消費者に国産の家をアピールするのであれば、環境共生住宅という言い方をするなどピーアールにも色々工夫してみたらどうか」という部分、それから「森林林業の問題は、時間軸と空間軸の両方の視点をしっかり持って50年60年或いは100年先を見ながら毎年の施策を考えていかなければならないという点。空間的には森林資源は国内でも違うし、海外の五大陸でも違うし、将来どういう森林になっていくのか他の産業とは違う尺度で考えなければならないという点もあるのではないか」というご指摘も頂いておりますし、また、「技術開発に更に力を入れなければならないけれども、なかなかスピードが遅いなという感じがし、取組を重点的にできないのか」というご指摘を頂きました。また、「林業がたいへんであり、環境問題が重要であるというご指摘がある中でなぜもっと民間から色んな知恵が出てこないのか」と感想という形でのご指摘もございました。以上が5月26日時点でご指摘を頂いているところでございます。この総合評価の「森林整備目標の進捗状況の検証」につきましては内部決済の後、総務大臣への報告及び公表という手続きを踏むことになっておりますので、ご了解頂きますようお願いしたいと思います。簡単ではございますが、以上でございます。

(太田座長)

はい、どうもありがとうございました。

内容につきましては、既に今までこの会議で議論して来たこととございますけれども、形としてはこういう形で出ているということをご承知おき頂きたいと思っております。ちょっと個人的でございますけれども、永石委員もいらっしゃる評価会だろうと思っておりますけれども、私も傍聴させて頂きましたが、それについてご紹介があった感想というかコメントが出されております。私がそれを聴いた感想では、やはり森林林業と農業との違い等によるコメント等もあるようでございまして、この上の評価会とこの部会との関係も、もう少し考えたほうがいいかなというのが私の個人的な感想でございます。どうもありがとうございます。それでは議題の「その他」に移ります。では事務局よろしくお願ひします。

(企画課長)

資料の3の今後のスケジュールを書いた資料をご覧頂きたいと思っております。平成17年度政策分野の政策評価結果につきましては、本日頂ましたご意見等を参考に踏まえつつ、

今月29日に予定されております農林水産省政策評価会を経て、本評価結果を取りまとめ、7月中旬に公表することにしたと考えております。次回の専門部会につきましては、今後日程の調整をさせていただきますが、7月下旬を予定しておりますので宜しくお願いいたします。なお、本日の議事録、議事資料につきましては、委員の皆様にご確認していただいた上で、速やかに公表することといたします。

(太田座長)

はい、どうもありがとうございました。本日頂きましたご意見等を十分に踏まえて、平成17年度政策分野の政策評価結果の公表に向けて、作業を進めて頂きたいと存じます。よろしく申し上げます。なお、今後修正等が生じた時の取扱いにつきましては、座長に一任頂きたいと思っておりますがよろしいでしょうか。何かその他にございますでしょうか。それでは特段の意見がないようですので、事務局におかれましてはどうぞよろしくご対応のほど願いたします。以上をもちまして、本日の部会を閉会します。どうも暑い中ありがとうございました。